

## 国内居住要件について

健康保険法等の一部及び国家公務員共済組合法施行規則の一部が改正され、令和2年4月1日から被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること（日本国内に住民票があること）」（以下「国内居住要件」と言います。）が追加されます。

これに伴い、被扶養者を認定する際は、組合員へ認定対象者の住民票等の提出を求め、住民基本台帳に登録されているかどうかを確認します。

### ◇国内居住要件を満たす人

日本に住民票がある人 ⇒ 住民基本台帳に住民登録されているかで判断

### ◇国内居住要件の例外となる人

日本に住民票がなくても被扶養者として認められる者

○令和2年3月31日までに被扶養者として認定済みの場合

次の表のいずれかに該当するときは、国内居住要件の例外として引き続き被扶養者となりますので、改めて「認定用」被扶養者申告書等の届出は**不要**です。

○令和2年4月1日以降新たに被扶養者として認定の申告をする場合

次の表のいずれかを理由に被扶養者の認定申告をする場合は、従来の添付書類（生計維持関係・収入関係等）に加えて様式「認定用」被扶養者申告書の「⑩国内居住要件の例外」欄にてその旨申し出てください。

例外該当事由	添付資料の例
① 外国において留学をする学生	査証（ビザ）、在学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	戸籍謄本、出生や婚姻等を証明する書類等の写し

注）確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

#### ◇国内居住要件の例外とならない人

日本に住民票があっても被扶養者として認められない者

- ① 海外で就労しており、日本でまったく生活していないなど、日本国内に生活の基盤がないと判断される者
- ② 日本国籍を有さない人で、医療目的（医療滞在ビザ）で来日する人とその人の日常生活の世話をする者
- ③ 観光・保養を目的（ロングステイビザ）で来日している者

#### ◇認定中で日本国内に住民票がなく「国内居住要件の例外」にも該当しない被扶養者について

被扶養者の要件を満たさないため、令和2年4月1日以降、速やかに被扶養者認定の取消手続を行ってください。

※令和2年3月31日までに被扶養者として認定されており、令和2年3月31日現在、日本国内に住民票がない者の取消年月日は、「令和2年4月1日」となります。

#### ◇経過措置について

国内居住要件を満たさない被扶養者が令和2年4月1日時点で日本の保険医療機関に入院している場合、入院中は被扶養者となります。

ただし、退院した時点で、経過措置対象者から外れますので、被扶養者の認定取消となります。

○経過措置を過ぎて認定取消をする場合に必要な提出書類

- ・ 様式「[取消用]被扶養者申告書」
- ・ 住民票除票の写し
- ・ 就労ビザの写し（ビザ発行されない国の場合は「事実申立書[認定取消]」  
※翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。
- ・ 入院期間を証明する書類（入院申込書や入院診療計画書（医師記入のもの））の写し  
※入院期間が明確に記載されていることが必要です。
- ・ 被扶養者証（保険証）
- ・ 様式「組合員証等返納票兼亡失届」

#### ◇国民年金第3号被保険者に関する手続き

国民年金第3号被保険者についても国内居住要件が定められたため、手続きが必要です。

届出様式については、準備ができ次第掲載します。

#### ◇被扶養者の国内居住要件に関するQ&A

被扶養者の国内居住要件に関するQ&Aは[こちら](#)